

感震ブレーカー設置費補助制度の概要

補助の対象

対象製品	分電盤タイプ ※一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤規格(JWDS0007付2)で定める構造及び機能を有するもの
対象者	▶市内において自らが居住している住宅に感震ブレーカーを設置する人 ▶市内に居住するため新たに建築する住宅に感震ブレーカーを設置する人 ※市が賦課徴収を行う税金を滞納していないこと ※暴力団等と密接な関係がないこと ※申請者又は同一世帯員が過去に本補助金を受けていないこと
補助金額	▶補助の対象は感震ブレーカーの購入及び設置に要する費用 ▶補助金額は補助対象経費の2分の1(補助金額の上限は2万円) ※1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。

手続きの流れ

1 対象の確認

補助の対象に該当することを確認してください。



2 設置器具・費用決定

電気工事業者への相談・見積依頼等により、設置する感震ブレーカーとその費用を決めてください。



3 申込み

交付申請書(様式第1号)に以下の必要書類を添付し、危機管理課に提出してください。

- 【必要書類】▶補助対象経費の額が分かる見積書の写し
▶規格適合品であることが分かるカタログ等
▶【借家の場合】当該住宅の所有者又は管理者の承諾書
▶【申請者が同一世帯員でない場合】委任状
▶【納税直後(約2週間)の場合】納税を確認することができる書類(領収書または預金通帳)



危機管理課

先着順に交付申請書を受け付け、補助の対象であることを確認できた人に、交付決定通知書(様式第2号)、実績報告書兼請求書(様式第4号)を郵送します。



4 器具購入・設置工事

交付決定を受けた感震ブレーカーの購入及び設置工事を実施してください。



5 実績報告

設置完了後、実績報告書兼請求書に以下の必要書類を添付し、危機管理課に提出してください。(提出期限:設置完了後30日以内または3月31日までのいずれか早い日 ※新築の場合は転入、転居日から30日以内)

- 【必要書類】・補助対象経費の額が分かる領収書等の写し
・感震ブレーカーの設置状態が確認できる写真
・申請者及び世帯主が確認できる住民票の写し(市民課)
※感震ブレーカーを設置した住宅に居住していることがわかるもの、マイナンバーの記載のないもの



危機管理課

実績報告書兼請求書の内容を確認し、適切と認める場合、記載された口座に補助金を振り込みます。
※口座は申請者名義のものを指定してください。

問合せ・申込 : 刈谷市役所生活安全部危機管理課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

☎0566-62-1190(直通) Fax 0566-27-9652 メール kkanri@city.kariya.lg.jp